

第 38 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 15 号

和解について

令和3年4月から令和4年5月まで、著作者の許諾を得ずにその著作物を熊本県立熊本北高等学校のホームページに掲載して著作権を侵害したことに関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり和解することとする。

令和4年8月10日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

和解の相手方	熊本県が和解の相手方 に対して求償する額	和 解 事 項
オゾンプルー (熊本県立熊本北高等学校のホームページを制作した者から 本件の求償に係る債務を引き受けた者)	28,000円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。